

事務連絡  
令和2年4月28日

各区市福祉事務所 }  
西多摩福祉事務所 } 生活保護担当課 御中  
各支庁 }

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言終了に伴う  
対応について（緊急一時宿泊場所）

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記の件については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（宿泊場所の確保等について）」（令和2年4月10日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応に当たっての留意点について」（令和2年4月17日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）」（以下「宿泊場所確保通知」という。）により、一部の区市において東京都が確保した緊急一時宿泊場所（ビジネスホテル）を利用しているところです。

緊急一時宿泊場所の利用については、利用期間の終了日が迫っているため、宿泊場所確保通知で示しているとおおり、終了日以降の居所の確保等について下記のとおり行うようよろしくお願いいたします。

なお、緊急事態宣言の取扱いは、国において延長を含め検討されているところであり、緊急事態宣言の期間に変更等が行われる場合は、別途連絡します。

記

1 緊急一時宿泊場所の利用期間終了後の取扱いについて

緊急一時宿泊場所利用期間終了後の取扱いについては、「緊急一時宿泊場所の利用に関するQ&Aの発出について（その3）」（令和2年4月17日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）のQ14で示しているとおおりであり、別添「緊急一時宿泊場所退所後の支援について」を参考にしながら、適切な居所（アパート、個室かつ衛生管理体制が整った無料低額宿泊所、簡易宿所等）への円滑な移行支援を行ってください。

2 緊急一時宿泊場所利用期間の延長について

緊急一時宿泊場所の利用期間については、緊急事態宣言期間終了日（令和2年5月7日チェックアウト）までと御案内していたところですが、緊急一時宿泊場所退

